

大阪市規則第180号

大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告に係る添付書類)

第2条 法第7条第1号に掲げる建築物に係る同条の規定による報告に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「施行規則」という。）第5条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断を行った者が作成した当該耐震診断の概要を記載した書類
- (2) 耐震診断を行った者が施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類
- (3) 耐震診断が適切に行われていることを市長が適切であると認めた者が証する書類
- (4) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、報告に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置その他

	安全上適当な措置、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び報告に係る建築物の各部分の高さ
各階平面図	縮尺、方位、壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱及び開口部の位置
基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法
各階床伏図	
小屋伏図	
構造詳細図	

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項、第6条の2第1項若しくは第18条第3項の規定により交付された確認済証の写し又はこれに代わる書類（以下「確認済証の写し等」という。）

(6) 建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第16項の規定により交付された検査済証の写し又はこれに代わる書類（以下「検査済証の写し等」という。）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 法第7条第2号に掲げる建築物に係る同条の規定による報告に係る施行規則第5条第4項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「令」という。）第4条第1号に掲げる建築物 次に掲げる書類

ア 前項各号に掲げる書類

イ 報告に係る建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の幅員及び当該道路の境界線から当該建築物の各部分までの距離を記載した側面図又は縦断面図

(2) 令第4条第2号に掲げる建築物（以下「報告に係る塀」という。） 次に掲げる書類

ア 前項第1号及び第2号に掲げる書類

イ 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における塀及び当該塀が附属する建物の位置、報告に係る塀と他の塀との別、擁壁の位置、土地の高低並びに敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差
側面図又は縦断面図	報告に係る塀の各部分の高さ及び厚さ並びに敷地の接する道路の境界線から報告に係る塀の各部分までの距離
立面図	報告に係る塀の長さ及び各部分の高さ
構造詳細図	報告に係る塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ、材料の種別及び寸法並びに鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法

構造計算書	構造計算の結果及びその算出方法
現況写真及び 撮影位置図	撮影した位置及びその方向

ウ その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、これらの規定に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請に係る添付書類)

第3条 施行規則第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準」(平成18年国土交通省告示第185号)の規定による耐震診断を行った者が作成した当該耐震診断の概要を記載した書類
- (2) 前号の耐震診断を行った者が施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類
- (3) 建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が適切であると認めた者が証する書類
- (4) 施行規則第28条第1項の表の(い)項に掲げる図書
- (5) 確認済証の写し等
- (6) 検査済証の写し等
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に定める書類の添付の必要がないと認

めるときは、これを省略させることができる。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請に係る添付書類)

第4条 施行規則第33条第1項第1号に掲げる図書を添えて行う法第22条第1項の規定による申請に係る施行規則第33条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請に係る建築物が耐震関係規定に適合していることを市長が適切であると認めた者が証する書類
- (2) 確認済証の写し等
- (3) 検査済証の写し等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 施行規則第33条第1項第2号に掲げる図書を添えて行う法第22条第1項の規定による申請に係る施行規則第33条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 施行規則第33条第1項第1号の表に掲げる図書
- (2) 確認済証の写し等
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 施行規則第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断を行った者が作成した当該耐震診断の概要を記載した書類
- (2) 耐震診断を行った者が施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類
- (3) 申請に係る建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合して

いることを市長が適切であると認めた者が証する書類

- (4) 施行規則第33条第1項第1号の表に掲げる図書
- (5) 確認済証の写し等
- (6) 検査済証の写し等
- (7) その他市長が必要と認める書類

4 施行規則第33条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断を行った者が作成した当該耐震診断の概要を記載した書類
- (2) 耐震診断を行った者が施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類
- (3) 施行規則第33条第1項第1号の表に掲げる図書
- (4) 確認済証の写し等
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 前各項の規定にかかわらず、市長は、これらの規定に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に係る添付書類)

第5条 施行規則第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断を行った者が作成した当該耐震診断の概要を記載した書類
- (2) 耐震診断を行った者が施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類
- (3) 申請に係る建築物が法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合して

いないことを市長が適切であると認めた者が証する書類

- (4) 施行規則第33条第1項第1号の表に掲げる書類
- (5) 確認済証の写し等
- (6) 検査済証の写し等
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(施行の細目)

第6条 この細則の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告に係る添付書類)

2 法附則第3条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物に係る同項の規定による報告に係る施行規則附則第3条において準用する施行規則第5条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第2条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる書類
- (2) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、報告に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置その他安全上適切な措置、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び報告に係る建築物の各部分の高さ
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び開口部の位置並びに建築物の主要寸法
基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
各階床伏図	
小屋伏図	
構造詳細図	

3 法附則第3条第1項第3号に掲げる建築物に係る同項の規定による報告に係る施行規則附則第3条において準用する施行規則第5条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前項第1号に掲げる書類
- (2) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、報告に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置その他

	安全上適当な措置、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、報告に係る建築物の各部分の高さ及び当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び開口部の位置並びに建築物の主要寸法
基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
各階床伏図	
小屋伏図	
構造詳細図	

- 4 前2項の規定にかかわらず、市長は、これらの規定に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。